

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

下線部が改正部分

(新)	(旧)
<p>岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>次</u>に掲げる者は、補助事業者となることができない。</p> <p>(1) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）</u></p> <p>(4) <u>役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを用い、又は</u></p>	<p>岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号</u>に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。</p>

<p><u>雇用している個人又は法人等</u></p> <p>(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等</p> <p>(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等</p> <p>(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等</p> <p>(略)</p> <p>(暴力団の排除)</p> <p>第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第<u>2</u>条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。</p> <p>2 知事が規則第5条の交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(暴力団の排除)</p> <p>第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第<u>3</u>条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。</p> <p>2 知事が規則第5条の交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。</p>
--	---

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(略)

附 則（平成28年12月7日医福第544号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月23日医福第1155号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第832号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(略)

附 則（平成28年12月7日医福第544号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月23日医福第1155号）

この要綱は、令和 年度分の予算に係る補助金から適用する。